

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市伏見区竹田狩賀町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	令和 8年度 七瀬川樹木管理等業務委託				
工期	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで				
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

作業延長			m	950	
除草工	m2	2,700	清掃工	千m2	6
植栽維持工	式	1	仮設工	式	1

施工理由

本業務は、一級河川七瀬川において、良好な河川環境を確保するため、上記のとおり施工するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年12月	
歩掛適用年月	2025年12月	
基準適用年月	2025年12月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	14:河川維持工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）-3	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）-3	1.1
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書(略称)	工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
(1)	除草工	堤防除草工	除草処分	区分:刈草		t	35,000	処分費	
(1)	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木せん定 高木	施工内容:夏期せん定幹周 120cm以上180cm未満 施工場所:環境緑地帯		本	15,930	施工費	
(1)	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:枝葉		t	12,000	処分費	
(2)	植栽維持工	樹木・芝生管理工	支障木地上部撤去 $30\text{cm} \leq C < 60\text{cm}$	作業区分:集積・積込		本	11,800	施工費	
(2)	植栽維持工	樹木・芝生管理工	支障木地上部撤去 $60\text{cm} \leq C < 90\text{cm}$	作業区分:集積・積込		本	23,020	施工費	
(2)	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:幹		t	10,000	処分費	
(2)	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:枝葉		t	12,000	処分費	

設計内訳書 (1)

工事名	令和8年度 七瀬川樹木管理等業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	除草機種:肩掛式(カッタ径255mm) 飛散防止措置:有り	m2	2,700				
運搬(堤防除草)	運搬機種:ガンブトラック(オノロト・デ・イセ #2t積) 梱包の有無:梱包無し	km2	2.7				
除草処分	区分:刈草	t	1.6				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	作業区分:収集・集積・積込・運搬	km2	6				
植栽維持工		式	1				
樹木・芝生管理工		式	1				
樹木せん定 高木	施工内容:夏期せん定幹周30cm未満 施工場所:環境緑地帯	本	3				
樹木せん定 高木	施工内容:夏期せん定幹周30cm以上60cm未満 施工場所:環境緑地帯	本	75				

設計内訳書 (1)

工事名	令和8年度 七瀬川樹木管理等業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木せん定 高木	施工内容:夏期せん定幹周60cm以上90cm未満 施工場所:環境緑地帯	本	35				
樹木せん定 高木	施工内容:夏期せん定幹周90cm以上120cm未満 施工場所:環境緑地帯	本	28				
樹木せん定 高木	施工内容:夏期せん定幹周120cm以上180cm未満 施工場所:環境緑地帯	本	16				
樹木せん定 中木・低木	施工内容:球形せん定樹高100cm以上200cm未満 施工場所:環境緑地帯	本	74				
樹木せん定 中木・低木	施工内容:球形せん定樹高200cm以上300cm未満 施工場所:環境緑地帯	本	35				
寄植せん定	施工内容:低木 施工場所:環境緑地帯	m2	1,820				
樹木処分	区分:枝葉	t	2.9				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	8				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				

設計内訳書 ((1))

工事名	令和8年度 七瀬川樹木管理等業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
現場環境改善費		式	1					
みやこ 杉木工事看板	規格:1,100×1,400	枚	1					
共通仮設費 (率計上)		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

設計内訳書 (2)

工事名	令和8年度 七瀬川樹木管理等業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
植栽維持工		式	1				
樹木・芝生管理工		式	1				
支障木地上部撤去 30cm≦C<60cm	作業区分:集積・積込	本	1				
支障木地上部撤去 60cm≦C<90cm	作業区分:集積・積込	本	1				
木くず運搬 人力積込	区分:幹	t	0.4				
木くず運搬 人力積込	区分:枝葉	t	0.2				
樹木処分	区分:幹	t	0.4				
樹木処分	区分:枝葉	t	0.2				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	4				
直接工事費		式	1				

設計内訳書 (2)

工事名	令和8年度 七瀬川樹木管理等業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

特記仕様書（個別工事編）

工事名 令和8年度 七瀬川樹木管理等業務委託

工事場所 京都市伏見区竹田狩賀町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本業務委託の履行に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

また、本業務にかかる提出書類の様式は、「樹木剪定等業務委託監督・検査諸規定（令和7年11月）」によるものとする。

なお、本業務委託履行現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金は、対象外とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第5条（配置技術者と作業現場管理）

1 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)を1名以上及び現場代理人を配置し、「現場代理人等(主任技術者、専門技術者、監理技術者)通知書」により通知すること。

2 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者等を1名以上配置し、「剪定作業責任者通知書」別紙により通知すること。また、剪定作業中は剪定作業責任者として、下記の資格及び経験を有するものを常駐させることとするが、(1)の資格を有するものが望ましい。

(1)街路樹剪定士(一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格)

(2)造園技能2級以上(ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要)

(3)造園施工管理技士2級以上(ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要)

(4)街路樹等の剪定業務又は、植栽工事に直接従事した実務経験が7年以上

上記を確認するため、それぞれ以下のものを提出すること。

(1)を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写し

(2)を有する者は、技能検定合格証書の写し

(3)を有する者は、技術検定合格証明書の写し

(4)を有する者は、同等の経験が分かる経歴書

3 現場代理人は業務計画書、設計図書を常に携帯しておくこと。

4 作業を行う現場には「作業標示看板・予告看板」を設置すること。なお、看板の記載内容については、事前に監督職員と協議を行い、承諾を得ること。

5 現場代理人、主任技術者、街路樹剪定士は名札等を着用すること。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本業務委託の履行に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 共通

- (1) 本業務委託により発生する刈草・枝葉・幹を河川に流れないように留意すること。
- (2) 本業務履行箇所が発生するものを運搬・仮置きする場合は、シートをかぶせるなど、運搬物が飛散しないようにすること。
- (3) 本業務委託により発生するものは、速やかに収集し、適切な施設で処分すること。野焼き等の不適正な焼却処分は絶対にしないこと。また、刈草・枝葉（長さ60cm程度まで切りそろえること）・幹については、再資源化可能な施設で処分すること。

2 除草工

- (1) 雑草以外の植物を誤って刈り取らないように、除草を行う前に、監督職員と事前立会を行うこと。万が一、雑草以外の植物を刈り取った場合は受注者の責任において植え換え処理を行うこと。
- (2) 除草作業に際しては、カッターによる小石等の飛散がないように、飛散防止シートを利用するなどの対策を行うこと。飛散等により、通行人、通行車両及び当該工事施工箇所に隣接する民家等に損害を与えた場合は受注者の責任において処理を行うこと。
- (3) 作業実施時期は、特に指示がない場合、以下のとおりとする。
2回刈り箇所：1回目 6～7月、2回目 9～10月
3回刈り箇所：1回目 4月、2回目 6～7月、3回目 9～10月
※城南祭りが10月中旬にあることを踏まえて、第1工区、第2工区(2回目)の除草工については、10月中旬までに完了するよう努めること。

3 清掃工

- (1) 散在塵芥処理とは、工事箇所に散在している塵芥(空き缶、ペットボトル、空き瓶、発泡スチロール片、プラスチック片、木片、ビニール類及び粗大ゴミ等)を人力により収集・集積し、処分することをいう。ただし、塵芥以外のものが存在していた場合は、設計変更の対象とする。
- (2) 収集・集積後は、分別し、大型ごみ等も処分すること。ただし、防犯登録されている自転車や、ナンバープレートのついた自動二輪車については、所有者確認を行う必要があるため、発見次第、本市監督員に連絡し、その指示に従うこと。受注者の判断で南部クリーンセンターに持ち込んではいならない。
- (3) 塵芥ゴミの処分について、受注者は必ず処分予定日の1週間前までに南部クリーンセンターへの搬入期間、車種、車両番号、搬入回数を本市監督員へ連絡すること。後日、当該連絡事項が記載された搬入カードを受け取ること。
加えて、本市監督員へ連絡した南部クリーンセンターへの搬入期間のうち、実際に搬入する日時については、必ず前日までに、本市監督員への連絡及び受注者で南部クリーンセンターの持ち込み予約を行うこと。また、ごみの収集作業を終え、南部クリーンセンターに持ち込

む場合には、事前に本市監督員にごみの内容を報告すること。

4 植栽維持工

- (1) 植栽維持工とは、樹冠の乱れや繁茂しすぎた枝を整えることを目的として、委託箇所植生する高木・中木・低木・寄植の枝をせん定し、処分することをいう。樹木せん定箇所については、路面への飛散防止に努め、交通に支障がないように速やかに行うこと。
- (2) 道路に出ている枝や交通標識、照明灯の支障となっている枝がある場合は、支障が生じないようにせん定を行うこと。
- (3) ヤナギの木はせん定しないこと。なお、通行に支障があると思われる場合は、本市監督員と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 伐採は根元付近から行うこと。
- (5) せん定作業実施時期は特に指示のない場合、以下のとおりとする。
1回せん定箇所：1回目 9～10月
2回せん定箇所：1回目 6～7月、2回目：9～10月
3回せん定箇所：1回目 4月、2回目：6～7月、3回目：9～10月

5 その他

- (1) 施工にあたっては地元と密に調整を図ること。また、施工予定については事前に本市監督員に連絡すること。
- (2) 地元自治会において、除草や清掃等を行う箇所についてはその処分等について、できる限り協力すること。
- (3) 施工中は安全に十分配慮し、通行人、通行車両及び民家等に損害を与えないよう十分注意すること。また、損害を与えた場合は本市監督員に遅滞なく報告のうえ、受注者の責任において対処すること。
- (4) 河川管理用通路のフェンス等について、開錠した場合は必ず施錠を行うこと。作業にあたり必要となる鍵は貸与する。
- (5) 作業箇所は河川内であるため、降雨時には作業しないこととし、異常出水時には河川区域内から速やかに退去すること。
- (6) 別委託の河床清掃業者と作業日時が重複する場合には、調整を行い作業すること。
- (7) 市民要望等は、現地で要望を受け次第、速やかに正確な内容を報告すること。受注者において可否の判断あるいは回答をしてはならない。
なお、要望者に回答する立場にないこと、後日、本市の担当者から連絡を行うことを丁寧に説明すること。

第2条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工箇所	1～2名	交通誘導警備員B	昼間	無

第4条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

【みやこ杉木を使用した木製の工事標示看板の設置】

項目	仕様	設置枚数
工事標示板	<ul style="list-style-type: none">・みやこ杉木を用いた看板納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。・看板サイズは横1, 100×縦1, 400mmとする。・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。	1枚

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第5条（緊急作業について）

本業務委託は、年間を通じて街路樹に係る適切な育成管理作業を行うことにより、通行の安全確保をはじめ、都市環境の向上、まちなみ景観の形成、防災機能の向上を図るものである。このため、強風や台風、事故等により通行安全性が阻害された場合などに緊急で作業を指示する場合がある。

また、被害発生時には、速やかに適切な処置を行い、通行安全性を確保すること。この際、可能な限り作業前に監督職員等に状況を報告して指示を受けることとするが、やむをえない場合はこの限りではない。作業完了後には、速やかに監督職員等へ報告すること。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第2条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
堤防除草工	堤防除草（複合）	刈高の検測
塵芥処理工	散在塵芥処理	完了確認
樹木・芝生管理工	樹木せん定	仕上がり形状
”	支障木地上部撤去	完了確認

第3条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
支障木地上部撤去	現地立会により対象樹木の確認を行う。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生木材 (刈草) ※1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 5. 2 km
建設発生木材 (枝葉) ※1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 5. 2 km
建設発生木材 (幹) ※1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 5. 2 km
塵芥 ※2	南部クリーンセンター 京都府京都市伏見区横大路八反田 29	設計運搬距離 L = 6. 1 km

※1 再資源化可能な処分地を選定している。

※2 南部クリーンセンターで無料で処分するため、処分費は計上していない。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

剪定作業責任者通知書

下記業務について、下記のとおり剪定作業責任者を配置します。

委託業務名 ()
受注者名 ()
氏名 ()

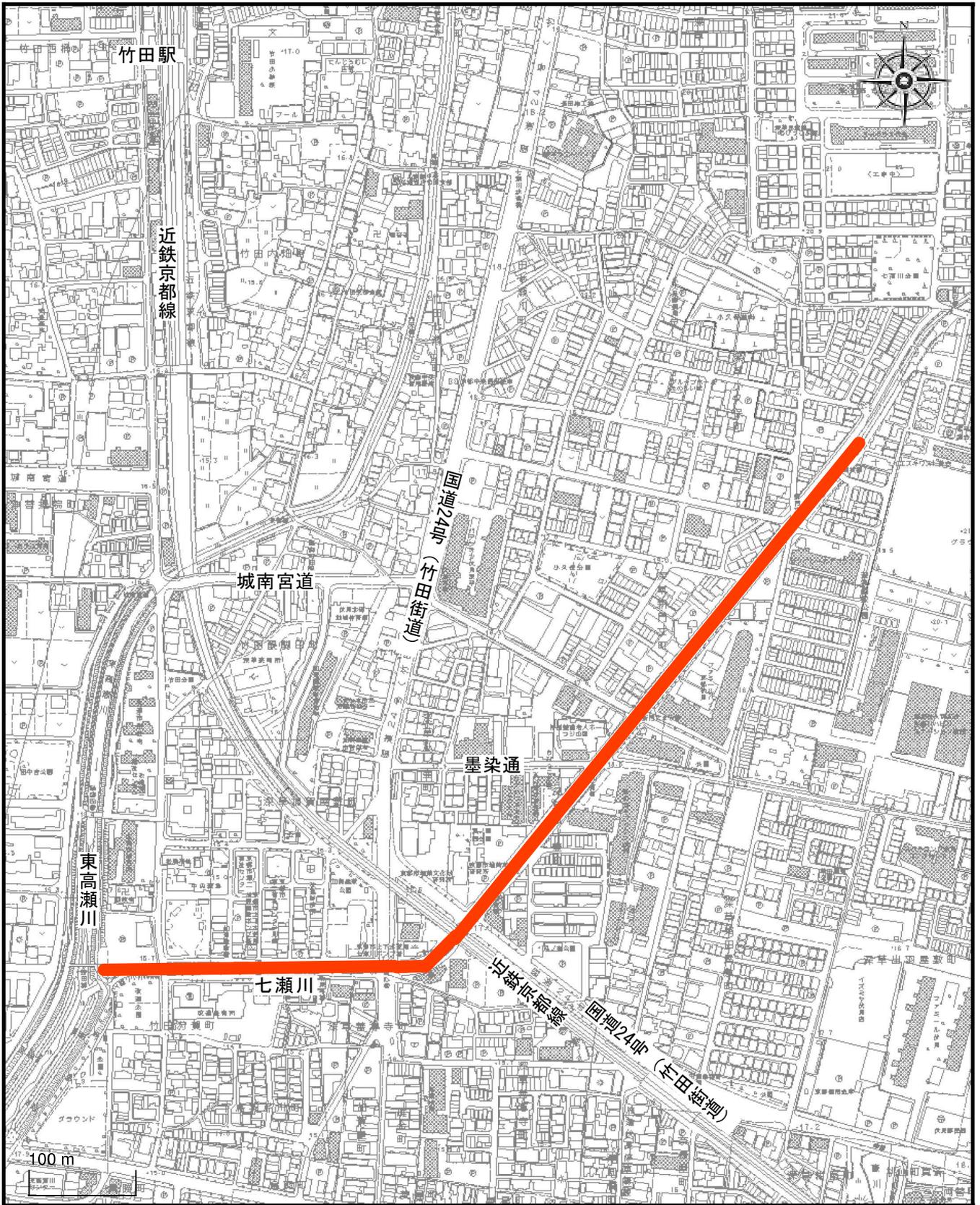
- (ア) 街路樹剪定士
- (イ) 造園技能士二級以上※
- (ウ) 造園施工管理技士 2 級以上※
- (エ) 街路樹等の剪定作業又は、植栽工事に直接従事した経験が 7 年以上

※ただし、二級(2 級)の場合は、取得後 2 年以上の剪定業務経験が必要

【添付資料】

- (ア) 街路樹剪定士証又は、街路樹剪定士認定証の写し
- (イ) 技能検定合格証書の写し(二級の場合は、経歴書も必要)
- (ウ) 技術検定合格証明書の写し(2 級の場合は、経歴書も必要)
- (エ) 同等の経験がわかる経歴書

箇所図



1 / 5000

— 本工事施工箇所